

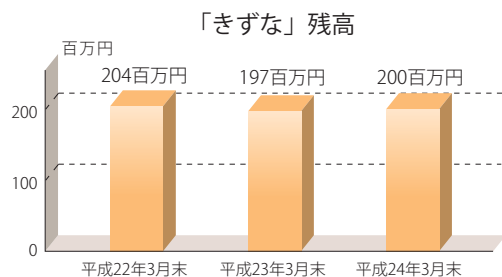
地域密着型金融

当組合は経営理念に基づいた地域密着型金融を推進・深化させるため、お取引先への円滑な資金供給、相談業務にかかる助言・支援および、情報提供の充実を図ることで、中小企業経営者の事業振興や家庭生活の質の向上に貢献することで、地域の活性化を目指しています。

1.当座貸越きずな(当組合独自の融資制度)

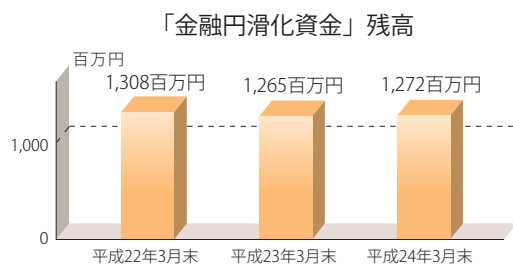
急な事業資金不足に対応いただけます。

- ・口座開設手数料 無料
- ・期限更新手数料 無料
- ・カード発行手数料 無料



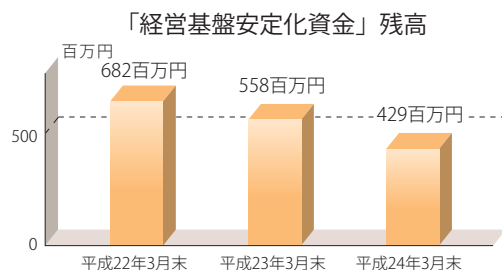
2.金融円滑化資金(当組合独自の融資制度)

既往の借入金をまとめることで、月々の返済額が軽減されます。



3.経営基盤安定化資金(当組合独自の融資制度)

信用保証協会の保証が得られない場合においても、長期的なお取引のなかで当組合独自の審査で、無担保でご融資いたします。



4.緊急保証制度(国、県、市町村)

信用保証協会と連携して、売上の減少等による運転資金の不足等に対応いたします。

5.金融円滑化法に関する取組み

中小企業金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況(表1)

表1 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・件数

【債務者が中小企業者である場合】 (単位:百万円、件)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	金額	件数	金額	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・件数	5,960	498	9,803	822
うち、実行に係る貸付債権の額・件数	4,930	455	8,939	775
うち、謝絶に係る貸付債権の額・件数	186	6	244	13
うち、審査中の貸付債権の額・件数	547	29	137	15
うち、取下げに係る貸付債権の額・件数	296	8	481	19
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額・件数	640	161	1,100	293
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額・件数	4	1	6	3

中小企業金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況(表2)

表2 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・件数

【債務者が住宅資金借入者である場合】 (単位:百万円、件)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	金額	件数	金額	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数の額・件数	477	33	689	50
うち、実行に係る貸付債権の額・件数	408	29	574	42
うち、謝絶に係る貸付債権の額・件数	59	3	59	3
うち、審査中の貸付債権の額・件数	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額・件数	9	1	55	5



相談業務



土曜セミナー(職員勉強会)

当組合は協同組織金融機関として地域密着型金融を恒久的な枠組みにより、組合員皆様の事業振興と地域活性化等を目指して、以下の取組を推進してまいりました。

取組項目	平成23年度の取組み実績
1. ライフサイクルに応じた取引先企業の一層の強化	
(1) 中小企業の支援、育成 お取引事業所を最もよく知る金融機関として、信頼関係を高める活動を通じて適時、適切に経営支援、育成に取組みます。	経営改善支援先18先においては、経営者様と当組合の本部・営業店が一体となって経営課題の改善に取組みました。お取引先の経営力向上を目的として、リョーシン経営塾を開講し、123事業所131名の方が参加されました。
(2) 創業支援・新事業支援 創業・第二創業の計画には、実現に向けた支援に取組みます。	創業・第二創業への取組みとして7件66百万円の創業資金の支援に取組みました。
(3) 多重債務者の支援 多重債務は、債務履行の可能性を見極め、積極的に取組みます。	多重債務への取組みとして8件17百万円の支援に取組みました。
2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底	
(1) 職員の「目利き」能力の向上 適切な融資審査の向上に向けた研修等を、計画的に且つ継続的に取組みます。	職員10名を「目利き」能力向上を目的として外部研修に派遣しました。また、支店長等もリョーシン経営塾へ参加し、経営改善の能力向上に努めました。
(2) 定性情報の適正な評価 お取引先事業所の定性情報を適切に評価し、円滑な資金供給に取組みます。	定性情報を適正に評価し、担保・保証に過度に依存しない当組合独自の商品（20年度発売）を積極的に取組みました。 24年3月末残高 事業者カードローン「絆」 113件 200百万円 経営基盤安定化資金 122件 429百万円
(3) 信頼関係に基づく早期の経営支援 当組合は、お客様のビジネスパートナーとして、適切な経営相談・アドバイス等を定期的又は必要に応じて行うことで、より強固な信頼関係の基に早期の経営改善支援に取組みます。	リョーシン経営塾、経営情報レポートを通じて情報提供を行い、適切な経営相談・アドバイスに努めました。経営改善支援先18先においては、経営改善施策の実施状況を定期的に把握し、適切なアドバイスや情報提供を行いました。
(4) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底 信用格付の充実と、お客様の資力等を十分に把握した上で、担保や保証が過度にならないよう適切な保全に取組みます。	法人信用格付の充実により、担保・保証に過度に依存しない融資に努めました。
(5) 情報提供 お客様への有益な情報と思われる経済情報等を全職員が共有し、お客様への情報提供に取組みます。	事業者向け「経営情報レポート」を23年度12回発行しました。
3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献	
(1) 経営支援に係る連携 商工会議所・商工会等と連携し、地域の経営者との経営相談・経営改善・支援貸出に取組みます。	地区商工会、商工会議所等との連携により、経営相談、経営支援に取組みました。
(2) 身近な情報提供 市町村・商工会議所・商工会等と連携し、町づくり等地域活性化に取組みます。	「リョーシンとびっくす」は4月、11月の年2回発行しました。「生活情報レポート」を23年度は12回発行しました。
(3) 多重債務者に係る取組み あのネット機能等を活用し、多重債務予防に取組みます。	ライフプラン（将来の生活設計）を作成・アドバイスを行い、多重債務者の予防を図っています。

取組み実績

経営改善支援等の取組み

(単位：先数、%)

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 a				経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	α のうち再生計画を策定した先数	δ			
	β	γ	δ	δ			
583	18	1	17	5	3.08%	5.55%	27.77%

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は、平成23年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「 α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β 」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが、 β には含んでおりません。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ 」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

地域密着型金融推進計画の進捗状況の詳細は ホームページ <http://www.ryobishinkumi.co.jp> に記載しております。

東日本大震災にかかる義援金支援に対するご報告

当組合では、被災された皆様の復興応援を目的に義援金活動を実施いたしましたところ、多くのお客様から義援金の趣旨にご賛同を賜り、3,170,260円（平成24年3月末現在）もの義援金をお預かりし、その全額を日本赤十字社へ送金いたしましたことをご報告申し上げます。

※ 義援金活動は、引き続き、店頭で実施しております。

東日本大震災復興支援定期預金「希望」のご報告

毎年実施しています「サマーキャンペーン定期預金（預金金利上乘せ）」に替えて、震災された方々の復興支援を目的に、「東日本大震災復興支援定期預金 希望」（義援金付）の募集を行いました。

この定期預金をお預けいただいた場合は、お客様には通常の定期預金金利より高い金利でお預かりし、加えてその定期預金の残高に応じて、当組合が義援金204,420円を寄付いたしました。

※東日本大震災復興支援定期預金「希望」

- ・ 定期預金金利：店頭金利プラス0.10%～0.15%
- ・ 受付期間：平成23年6月1日～平成23年8月19日
- ・ 平成23年9月30日現在の当該定期預金の残高に対し、組合がその残高の0.01%を義援金として、日本赤十字社を通じ大震災で被災された方々へ送られました。

お客様には、義援金にかかるご負担はございません。



地域に対する当組合の姿勢

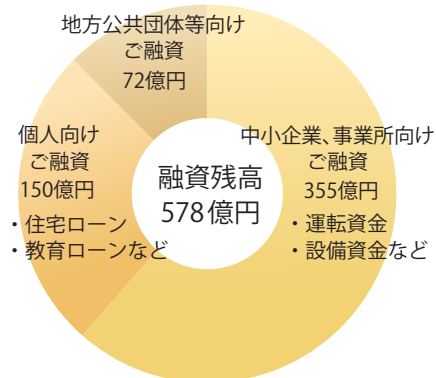
当組合は、コミュニティ・バンクとしての社会的使命を発揮し、地域の活性化に繋がる地域貢献活動に取り組んでおります。

ご融資を通じた活動

地域の皆様からお預かりした預金を、地域の事業所や個人にご融資することで、事業経営者の事業繁栄や生活者の生活の質の向上に、お役に立っております。

事業経営者、会社員等、地域の皆様の融資ニーズに対応した各種融資商品をご用意しております。

- 商工会議所会員サポートローン
商工会議所会員様を対象に、ご利用しやすい事業者ローンを取扱いしております。
- 無担保スピード保証融資
広島県、広島県信用保証協会と提携した無担保融資を取扱いしております。
- リョーシン経営塾
経営コンサルタント「㈱タナベ経営」と提携し、会員皆様の経営力強化等に役立つセミナーを実施しています。また、個別相談も受付けておりますので、何なりとご相談ください。
- 経営改善支援計画の提案
経営改善に向けた計画書を策定するソフトを導入し、事業資産（人、物、金、情報等）の最適な配分に基づく事業活動の選択と集中等で黒字転換を図るお手伝いをしています。
また、以下の専門家と連携し、お取引先の経営課題等の改善に向けた取組みを実施しています。
 - ◎広島県商工会連合会
 - ◎各商工会議所
 - ◎中小企業診断士協会広島支部
 - ◎TKC全国会



- 事業分析の提供
事業分析から、問題点や弱点の改善に向けて事業の効率性、特化などを検討し、事業強化を図るお手伝いをしています。
- ビジネス・マッチング
御社の商品・技術を求める企業を提携先機関等を通じて斡旋のお手伝いをしています。
- ライフプランの提供
住宅ローン等を検討されておられるお客様に、将来のしあわせ計画を提供しています。



リョーシン経営塾

ご預金を通じた活動

将来に必要な貯蓄を推奨するために、様々な金融商品を取扱いしています。

- 子育て支援積金
お子様の健やかな成長を願い、お子様の人数により金利が段階的に優遇される定期積金を取扱いしております。
なお、毎年図書券もプレゼントしています。
- 退職者優遇定期預金
大切な退職金を安全・有利に運用していただくための定期預金「安泰」を取扱いしています。
- ねんきん福祉定期、など
公的年金を当組合で受給していただいている方を対象に、金利を優遇した定期預金を取扱いしています。



情報誌の提供

経営、年金、税金、生活などの各種情報誌などを提供しておりますので、ご活用ください。

- 所得税の確定申告のてびき
- ボンビーバン
(生活情報誌：隔月発行)
- リョーシンとぴっくす
(ミニ新聞)
- 経営情報レポート(毎月発行)
- 生活情報レポート(毎月発行)



スポーツ支援活動

地域の皆様の健康増進と参加者の親睦を目的に、各種スポーツ活動を主催等しております。

- 久井リョーシンカップ グランドゴルフ大会
- 府中市長杯 春季(秋季) ゲートボール大会
- 常金丸地区 ゲートボール親善大会
- 久井町親善 ゲートボール大会
- 世羅リョーシンカップ グランドゴルフ大会、等



久井リョーシンカップ



両信会(ゴルフ大会)

その他の活動

- 年金相談会
年金制度は、複雑でわかりにくいとのご意見から、社会保険労務士による「年金よろず相談会」を各営業店にて開催しています。
- ボランティア活動(清掃)
社会貢献の活動として、リョーシン役職員全員で地域の清掃活動や献血活動を行っています。
- 教育支援活動
地域の学校が実施する職場体験学習に協賛し、リョーシンを選んだ中学生に当組合の職場において金融業務の体験を通じて、仕事や社会ルールなどについて勉強されています。

地域行事への参加

地域社会の一員として、地域のつながり、活性化を高める地域の行事に積極的に参画しています。

- 府中ドレミファフェスティバル
- 甲山廿日えびす
- 上下白壁祭り
- えきやサッサカ祭り
- 久井岩海祭り
- 吉舎夏祭り、等



清掃活動(三和支店)

振り込め詐欺について

振り込め詐欺とは、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」などの総称であり、被害が絶えません。当組合は、振り込め詐欺の被害を無くするため、振込されるお客様に対して、ご注意をさせていただくことがあります。

少しでも不振に思われることがあれば、振込みをする前に当組合の職員へご相談ください。

振り込め詐欺の特徴

● 息子さん・お孫さんからの振込依頼の電話ではありませんでしたか。

例 「もしもし、おれだけど」 「ぼくだけど、おかあさん」
「最近帰れなくてごめんね」 「おばあちゃん、元気にしている」

● 声が違うことについて、言い訳していませんか。

例 「風邪を引いて熱がある」 「のどが枯れている」
「体調を崩している」

● 電話番号を変えたと言いませんでしたか。

例 「携帯電話を変えた」 「借金の催促がきびしいので電話番号を変えた」
「携帯電話が壊れた」 「勧誘が多いので変えた」
「会社の上司の携帯電話に連絡してほしい」
「携帯電話の電池がなくなったので、会社の電話に連絡してほしい」

● お金の必要な理由は次のような話ではありませんでしたか。

例 「会社のお金を使い込んだ、すぐに返さないとクビになる」
「不倫相手に子供ができ亭主にバレた、今日中に慰謝料が必要」
「サラ金に借りた金を今日中に返さないといけない」
「会社でミスをした、損害を賠償しなければならない」

● 「今日中に」、「急いで」振り込んでほしいと言いませんでしたか。

例 「今日中に払えば、警察沙汰にならない」 「今日中に払えば、この金額ですむ」
「今日中に払えば、サラ金の利息がつかない」

● 振込時に銀行員から理由を聞かれたら、次のような口実を言うように語っていませんか。

例 「車の購入代金と言って」 「息子の結婚資金と言って」
「インターネットで買い物をした」 「親戚から借金を申し込まれた」



振込めと言われたら、まず「詐欺」を疑ってください。

キャッシュカード犯罪防止の取組み

キャッシュカードの盗難・偽造による被害を防ぐ、または被害を少なくするための対応を行っておりますのでご利用ください。

ATMでのカード暗証番号の変更

ATMで随時に何回でも変更できます。

生年月日等、類推されやすい番号を設定されている方は変更をお願いいたします。

● ATMの操作

カードをご持参のうえ、ATMの画面より「暗証番号変更」を押し、案内表示に沿って操作してください。

※類推されやすい番号への変更は避けてください。

類推されやすい番号とは、生年月日(和暦・西暦)、電話番号の下4桁、4桁同数、昇順・降順番号などをいいます。

ATMの1日あたり利用額の変更

カードごとにATMでの1日のご利用限度額(お引き出し+カード振込の合計)が変更できます。

● ATMの操作

1万円単位でご利用限度額の引き下げのみができます。

ご利用限度額の引き上げは、カード発行店の窓口でお申し付けください。

※ご利用限度額の変更をされていない場合は、100万円が設定されています。

利用できるATMの設定

ご利用いただけるATMを当組合ATMに制限することで、カード盗難・偽造時の被害発生を抑えることができます。

● 設定の方法

カードとお届け印をご持参のうえ、カード発行店の窓口でお申し付けください。

ATMご利用明細票の口座番号等の表示

ご利用明細票の口座番号、またはカード振込時のご利用明細票の電話番号等を「※」に変えて表示しており、ご利用明細票よりの偽造カードの作成防止、および個人情報の保護を図っております。

ATM周りのセキュリティー対応

ATMの画面を覗き見されないよう、全てのATMに覗き見防止フィルターを設置しております。また、後方確認ミラーを取り付け、安全を確認していただけるようにしております。

緊急のご連絡受付

カード・通帳・印鑑を紛失された場合、または盗難・偽造に遭われた時は下記にご連絡ください。

月曜日～金曜日（営業日のみ）	8：30～18：00	お取引店へご連絡ください
	上記以外の時間	受付専用窓口※ 0120-453-138
休日（土曜日・日曜日・祝日）	終 日	受付専用窓口※ 0120-453-138

※受付専用窓口のフリーダイヤルは、ご連絡いただいた時間により、「キャッシュカード紛失共同受付センター」が受付させていただきます。ご連絡のあと、再発行等のお手続きにお取引店までお越しください。

ご預金等の被害の補償

通帳・証書・キャッシュカードの盗難等による預金の不正引出しにより、お客様が被害にあわれた時、被害額について補償させていただける場合がありますのでお申し出ください。

盗難・偽造による被害の補償

通帳・証書・キャッシュカードの偽造または盗難により、個人のお客様のご預金等（※）が不正に引き出された場合には、原則として当組合が補償させていただきますが、被害額の一部または全額について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。なお、ご不明な点につきましては当組合の窓口等でお問合せください。

※ご預金および総合口座の当座貸越、事業者カードローンとなります。

● 盗難により被害に遭われた場合

お客様に重大な過失または、過失がなかった場合 ↓ 原則として被害額の全額が補償されます	お客様に過失（重大な過失以外）があった場合 ↓ 原則として被害額の75%が補償されます	お客様に故意または重大な過失があった場合 ↓ 原則として補償されません
---	---	---

※盗難の被害に対する補償対象は、やむを得ない事情を除き、当組合に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

● 偽造により被害に遭われた場合

お客様に重大な過失がなかった場合 ↓ 原則として被害額の全額が補償されます	お客様に故意または重大な過失があった場合 ↓ 原則として補償されません
---	---

★当組合が補償をさせていただくためには、お客様に次の3つの要件を満たしていただく必要があります。

- ①お客様が通帳・証書・キャッシュカードの盗難に気づかれた後、当組合に速やかにご通知いただいていること。
- ②当組合の調査に対しお客様から十分な説明をいただいていること。
- ③お客様が当組合に対して、警察署に被害届を提出していることや、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実が確認ができる物をお示しいただいていること。

★お客様の「重大な過失」および「故意」「過失」につきましては、当組合窓口へお問合せください。

また、上記（3つの要件および重大な過失・過失）以外にも補償されない場合がありますので、当組合窓口へお問合せください。